

計画書の構成（案）

第 1 章 計画策定にあたって

- 1、策定の経緯
- 2、計画の位置づけ
- 3、計画期間

第 2 章 計画の基本的考え方

- 1、計画の目的
- 2、計画の基本理念

第 3 章 重要課題と重点施策

- 1、第三次計画策定にあたっての重要課題
- 2、重要課題に対する重点施策

第 4 章 計画の体系

第 5 章 具体的施策の内容

- 基本理念1 すべての人の人権の尊重
- 基本理念2 互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 基本理念3 あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現
- 基本理念4 社会における制度または慣行についての配慮
- 基本理念5 政策や方針等の立案及び決定への共同参画
- 基本理念6 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 基本理念7 国際社会における取り組みとの協調

第 6 章 実現に向けて

- 1、町及び町民との協働
- 2、計画の推進体制

❖お知らせ❖

次回第 5 回 審議会

日 時：平成 25 年 2 月 12 日（火）
15:00～18:00
会 場：西原町役場 2 階大会議室

今後の審議会スケジュール

- ・第 6 回審議会 平成 25 年 2 月 27 日（水）
- ・第 7 回審議会 平成 25 年 3 月 未定

『第三次さわふじプランお便り』

（第三次西原町男女共同参画計画）

～プラン策定の様子をお知らせします～

（2013 年 1 月 23 日発行）No.5

「お便り」の目的と活用

このお便りは、第三次さわふじプラン策定の様子と概要を、策定に携わっている事業関係者や西原町民に、わかりやすく伝えるための『お便り』です。

このお便りは、平成 24 年 10 月から平成 25 年 3 月までの期間、毎月 1 回程度発行されます。

策定に関わっている事業関係者（審議会委員・さわふじプラン推進員など）には、郵送にてお届けします。

また、行政職員やワークショップ（公開講座）参加者、西原町民には、このお便りの内容を『西原町ホームページ』にて公開いたします。

お便り第 5 号トピックス

- ❖第三次さわふじプラン策定に向けて、第 4 回策定審議会が開催されました。
- ❖「第二次さわふじプランの評価」「第三次さわふじプランに向けての重要課題の設定」「計画の基本理念」「施策の柱」など、これまでの審議をふり返り、第 4～5 回審議会では「計画の体系」「具体的施策の内容」「重点施策」「実現のしくみ」などを審議します。審議会は 3 月まで開催され、答申することになっています。

「第三次さわふじプラン」とは？

西原町は「西原町男女共同参画推進条例第 13 条」に基づき、家庭や地域や職場など、日々の暮らしの中で、年齢や性別で差別されたり不愉快な思いをすることなく、お互いを尊重しあい、安心して生活できるまちづくりを目指しています。

この計画は、上記のまちづくりを計画的かつ総合的に実施するためのプランです。『さわふじ』の名称を第一次計画から継承することが第 1 回審議会で決まりました。

この計画の上位となる条例をシリーズでご紹介します。

西原町男女共同参画推進条例の第 4 条と第 5 条を紹介

（町及び町民等の協働）

第 4 条 町及び町民等は、それぞれの主体的な取り組み及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければならない。

（町の責務）

- 第 5 条 町は、第 3 条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を実施する責務を有する。
- 2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたっては、国、県、町民等と相互に連携し、協力を図るよう努めなければならない。
- 3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第4回審議会

主な協議内容

✿計画策定の進捗状況を確認

- ・計画書案の「もくじ」を基に、これまで審議された事項と今後の審議の流れを確認しました。



✿今後の審議スケジュールを確認

- ・上記の進捗確認を踏まえ、次回の第5回審議会まで「計画の体系」「具体的施策の内容」「重点施策」「実現のしくみ」を審議し、第6～7回審議会にて答申案をまとめることが確認されました。



✿協議の留意点を確認

- ・今回の審議事項を協議するにあたり、下記の留意点が確認されました。
- ◆審議会として「第三次計画策定にあたっての基本的考え方」「庁内推進本部による第二次計画評価に対する意見・要望」「ワークショップによる調査研究の声を反映した第三次計画に対する意見・要望」「第三次計画の重点施策に対する意見」などの事項を柱に、答申をまとめる。
- ◆今回の審議会では、計画の全体体系を俯瞰しつつ、「具体的施策と事業内容」と「施策のねらいと背景」を検討、審議する。



✿「具体的施策と事業内容(案)」について協議

- ・計画の「具体的施策と事業内容(案)」について、委員より以下の意見が出ました。この意見を基に、計画内容が検討、修正されます。
- ◆「具体的施策」の説明様式をもっと工夫、改善してもらいたい。
- ◆「男女共同混合名簿」「情報リテラシー」に関する記載がないので、それを検討して追加してもらいたい。
- ◆母子・父子家庭に対する支援を配慮してもらいたい。
- ◆数値目標が入られるところは、目標値を入れてもらいたい。
- ◆個々の事業内容は「具体的施策の実現につながり、ひいては基本理念の各項目につながるか」という視点で策定してもらいたい。
- ◆男女共同参画社会のまちづくりネットワークをどのように強化するか。西原町は基本条例をつくったものの、その関係者が高齢化あるいは現役を退いており、次世代が育っていない。「さわふじ推進委員」のあり方や役割も見直し、工夫しないといけない現状である。
- ◆全体的にみると、教育行政が弱い。人権や男女共同参画社会の意識啓発は教育が基本となるので、教育行政の役割は大きい。



第1回「基礎講座及びワークショップ」参加者の声

※ワークショップのまとめから一部抜粋)

- ・テーマに対する「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「女性の就業、起業」「男女共同参画社会をつくるには」に対する参加者の声をご紹介します。

・「男女の平等」から「働き方の多様化」という答えが導かれたのが今日の良い気づきだった。それは女性だけでなく男性にとってもプラスになることなので。

・男女平等という観点から見ているとやはり、女性は仕事もしたいけど、育児にもちゃんとやりたいということを生の意見として聴けた。8時間勤務固定ではなく、個人に応じて勤務時間を調整出来る制度を導入すべきだと感じました。

育児をとったときの周りの目が気になったり、今のポストがあるかもわからない。そのような労働条件があるから、男性は育児休暇などがとれないのではないかと。男性側の労働条件の改善も必要である。育児休暇を男性も取ることを義務づけたり、男女の比率を半々にするといったことを強制的にしていけることが今の先入観を変えていくキッカケになる。

・私はまだ働いていなく、そこまで男女比や差別についてなどあまり考えていなかったが、話をしていくうえで、いろんなことがあることがわかった。これを働く前の若い人達にも教えることで意識の変化に繋げることが出来るのではと思いました。

・政策や制度を作ることも1つの手段だが、問題の根底にある「人々の意識」を変えるという意味でも、このような場をたくさん設けるといいと思う。